

鳥取市 Wi-Fi によるインターネット接続環境整備費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市 Wi-Fi によるインターネット接続環境整備費助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、Wi-Fi によるインターネット接続環境整備にかかる経費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時において、ICT の活用により学校と家庭との連絡、児童生徒の状況把握、児童生徒の学びを保障できる環境を構築することができるよう支援を行うことを目的として交付する。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、本助成金の交付の申請時において、市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童又は生徒を監護する保護者であって、次のいずれかに該当する者とする。ただし、過去に本助成金の交付を受けた者は対象としない。

- (1) 令和2年4月1日以降、本助成金の交付申請日の属する年度（以下「当該年度」という。）の前年度以前において、市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童又は生徒を監護していない者であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 当該年度に市立小学校、中学校及び義務教育学校に入学した児童又は生徒を監護する保護者
 - イ 当該年度に本市外から転入してきた児童又は生徒を監護する保護者
 - ウ 当該年度に国立、私立学校等から市立小学校、中学校及び義務教育学校に転入してきた児童又は生徒を監護する保護者
- (2) 前号に該当しない者であって、当該年度の前年度以前に申請を行うことができない理由があると鳥取市総合教育センターが認めた者

(助成対象事業)

第4条 本助成金の交付の対象となる事業は、家庭にインターネット接続環境（LTE通信回線は除く。）が整備されていない助成対象者が、今年度新たに Wi-Fi によるインターネット接続環境を整備する事業とする。

(助成金の算定等)

第5条 本助成金は、次の各号に掲げる経費を合計した額と1万円のどちらか低い額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、本助成金の申請をした日の属する年度に支出したものに限る。

- (1) インターネット接続のための機器購入費又はリース料
- (2) インターネット接続に必要な電気工事等に要する費用
- (3) インターネット接続に係る通信料及び利用料

(助成金の交付申請)

第6条 本助成金は、規則第11条の2に定めるところにより、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続きを併合するものとし、その手続きは鳥取市 Wi-Fi によるインターネット接続環境整備費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)により行う。この場合において、本助成金の請求は、本助成金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

- 2 前項の手続きは、事業が完了した日の属する年度の1月末日までに行うものとする。
- 3 様式第1号に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) インターネット接続工事、インターネット接続のための機器購入に係る費用又はリース料、通信料、利用料を支払ったことの分かる書類(領収書・通帳の写し等)
 - (2) インターネット接続のための機器リースやインターネット通信に係る契約内容が分かる書類

(着手届及び実績報告書の提出)

第7条 本助成金の交付に関しては、規則第10条第1項第3号の規定により同項に定める着手届の提出を、規則第12条ただし書の規定により同条に定める補助事業等実績報告書の提出をそれぞれ要しないものとする。

(台帳の整備)

第8条 市は、本助成金の交付の状況を明確にするため、本助成金の交付を申請した者の氏名、住所、本助成金の額等を記載した鳥取市 Wi-Fi によるインターネット接続環境整備費助成金交付台帳(様式第2号)を整備するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか本助成金の交付について必要な事項は、鳥取市教育委員会が別に定める。

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月14日から施行し、令和4年度事業から適用する。

鳥取市Wi-Fiによるインターネット接続環境整備費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

鳥取市長 様

私は、鳥取市 Wi-Fi によるインターネット接続環境整備費助成金交付要綱第3条に定める助成対象者に該当しますので、同要綱第6条の規定により、助成金交付申請をします。

なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

		請求金額		円
(振込先)				
助成金振込先口座	金融機関名	銀行・信金・信組・農協・労金		支店
	口座の種類	普通・当座	口座番号	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
	口座名義	フリガナ		振込手数料
				振込額

- 【注意点】

 1. 太枠の中をご記入ください。
 2. 金融機関名及び本・支店名等は正確にご記入ください。
 3. ※の欄は記入しないで下さい。
 4. 申請者と口座名義の氏名は同一のものとしてください。
(異なる場合は委任状が必要となります。)

市役所記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付決定額	円
--------	--------------------	-----------------	-------	---

助成条件

〈助成対象者〉

本助成金の交付の対象となる者は、本助成金の交付の申請時において、市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童又は生徒を監護する保護者であって、次のいずれかに該当する者とする。ただし、過去に本助成金の交付を受けた者は対象としない。

- (1) 令和2年4月1日以降、本助成金の交付申請日の属する年度（以下「当該年度」という。）の前年度以前において、市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童又は生徒を監護していない者であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 当該年度に私立小、中及び義務教育学校に入学した児童を監護する保護者
 - イ 当該年度に本市外から転入してきた児童又は生徒を監護する保護者
 - ウ 当該年度に国立、私立学校等から市立小学校、中学校又は義務教育学校に転入してきた児童又は生徒を監護する保護者
- (2) 前号に該当しない者であって、当該年度の前年度以前に申請を行うことができない理由があると鳥取市総合教育センターが認めた保護者

〈助成対象事業〉

助成金の交付対象となる事業は、自宅にインターネットの接続できる環境（LTE通信回線は除く）が整備されていない助成対象者が、今年度新たにWi-Fi環境を整備する事業とする。

〈助成対象となる経費〉

助成金は、下記の経費を合計した額と1万円のどちらか低い額とする。

- (1) インターネット接続のための機器購入費又はリース料（事業が完了した日の属する年度の1月支払い完了分まで）
- (2) インターネット接続に必要な電気工事等に要する費用 等
- (3) インターネット通信料及び利用料（事業が完了した日の属する年度の1月支払い完了分まで）
※助成対象経費の支払いにクレジットカードを利用しポイントが付与された場合、あるいは助成対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は助成対象経費として認められません。ただし、助成対象経費に付与されたポイントを現金換算できる場合は、その金額分を助成対象外経費として減額し、その残額を助成対象経費として取り扱います。

〈助成金交付申請にあたり、必要な提出書類〉

- (1) 様式第1号（本「鳥取市Wi-Fiによるインターネット接続環境整備費助成金交付申請書兼請求書」）
- (2) インターネット接続工事、インターネット接続のための機器購入又はリースに係る経費、通信料、利用料を支払ったことのわかる書類
【現金で支払った場合】 領収書
【カードで支払った場合】 プロバイダーからの明細書、カード会社の明細書、通帳の引き落とされたことがわかる部分の写し
- (3) インターネット接続のための機器リースやインターネット通信に係る契約日や契約内容がわかる書類

〈留意点〉

手続は事業が完了した日の属する年度の1月31日までに行うこと。